

拷問禁止委員会の総括所見（CAT/C/JPN/CO/2）に対する
日本政府のコメントに対する日弁連報告書（オルタナテ
ィブレポート）

2015年7月16日

日本弁護士連合会

はじめに

拷問禁止委員会は、日本の第2回定期報告に関する総括所見において、総括所見のパラグラフ10、11、15及び19に記載する勧告に関するフォローアップ情報を提供するように日本政府に要請した。日本政府は、前記パラグラフ及びパラグラフ23についてフォローアップ情報を取りまとめ、2015年3月13日付けで拷問禁止委員会に提出し、4月22日付けで確定版の文書が公表された。

当連合会は、以下のとおり政府の回答についての意見を明らかにすることとする。

パラグラフ10

委員会は、締約国が以下の事項を実施すべきであるという前回の勧告（パラ15）を繰り返す：

- (a) 捜査機能と留置機能の分離を実際に確実なものにするため、立法及びその他の措置を取ること；

【日本政府コメント】

2. 捜査機能と留置管理機能の完全な分離については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）において、既に、留置担当官はその留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならないことを規定している。また、国家公安委員会規則である犯罪捜査規範においても、現に被留置者に係る犯罪の捜査を行っている捜査官が当該被留置者の処遇を行うことを禁止している。
3. 我が国の警察においては、従来から、捜査を担当しない総務（警務）部門に属する留置担当官が被留置者の処遇を行い、捜査官が被留置者の処遇をコントロールすることを禁止するという捜査機能と留置管理機能の分離を徹底するなど、人権に配慮した処遇を行っている。特に、2007年6月に施行された刑事収容施設法においては、捜査機能と留置管理機能の分離の原則が明文化されたほか、部外の第三者からなる留置施設視察委員会が留置施設を視察したり、被留置者と面会するなどした上で、留置業務管理者に意見を述べる制度の新設、不服申立て制度の整備、被留置者に関する食事の支給、金品の差入れ、医療上の措置、面会、信書の発受等の各種処遇について刑事施設における被収容者に対する処遇と同等の処遇が行われること、留置担当官に対する人権教育の実施などが規定されている。
4. 以上のように、我が国における被勾留者を留置施設に留置する代替収容制度は被留置者の権利が侵害される可能性を増加させるものではなく、我が国においては、人権に配慮した適正な留置管理業務が行われている。

日本政府コメントの中でも明らかになっているとおり、捜査機能と留置機能の完全な分離は、刑事収容施設法においても明文化されていない。同法は、現に、ある特定の被留置者の捜査に携わっている捜査官が、その被留置者の処遇を行うことを禁止しているにすぎない。したがって、捜査を担当している警察官が護送業務やその他の留置業務に携わることは、なんら禁じられていない。

委員会が勧告したのは、留置されている被疑者の留置にかかわる業務は、捜査を担当する組織とは完全に異なる組織により担当されるべきであるということであり、この勧告に見合う改善は何もなされていない。

拘置所においても、長時間の取調べを実施すれば、虚偽の自白を生み出しかねないが、警察内部に拘束されていることにより、一日の取調べ時間についても、警察はこれを柔軟にコントロールできる。

捜査を担当している機関の中に身柄を拘束されているという事実そのものの圧力によって、虚偽の自白を生み出す可能性がある。

また、身柄拘束状態が自白を得るため、さらには同房者を通じて被疑者の情報を得るために使われているという実態もある。

2008年3月に、福岡地方裁判所小倉支部は、殺人・放火等の罪で起訴されていた女性被告人に対し、殺人及び放火の点につき無罪とする判決を言い渡した（引野口事件）。本件の主な争点は、被告人が実兄を殺害した上で放火した旨の「犯行告白」を聞いたという、代用監獄において被告人と同房であった者の公判供述の証拠能力であった。同房者は、被告人と同じ代用監獄（福岡県警水上警察署留置場）に勾留されていた者であるが、被告人が第1回起訴後に拘置支所へ移送された後、威力業務妨害罪で再逮捕され、代用監獄（同八幡西警察署留置場）に勾留されると、同房者もまた再逮捕されて、同じ代用監獄に勾留された。その後、同房者は、起訴されても拘置支所へ移送されることなく代用監獄におかれ続けた。同代用監獄の女性用留置場の定員は2人であり、被告人が拘置支所へ移送されるまでの2か月以上の期間、被告人と同房者は2人だけで代用監獄に収容された。この間、同房者は自己に対する被疑事実について取調べを受けることはほとんどなく、専ら代用監獄における被告人の供述状況についての事情聴取を受け、供述調書が作成されている。

本判決は、こうした手法を、警察が「同房者を通じて捜査情報を得る目的で、意図的に被告人と同房者の2人を同房状態にするために代用監獄を利用したものである」とし、「同房者を介して捜査機関による取調べを受けさせられていたのと同様の状況に置かれていたということができ、本来取調べとは区別されるべき房内での身柄留置が

犯罪捜査のために濫用されていたといわざるを得ない」と批判した。

この事件はまさに、被告人から自白を獲得するために、捜査部門と留置部門が一体となって代用監獄を利用した典型例である。被疑者が警察の管理する代用監獄に留置され続ける限り、このような弊害は防ぎようがない。

引野口事件の例に明らかなように、被疑者を代用監獄に留置できる期間の上限がないために、前記の同房者は、起訴後も被告人と同じ部屋に収容され続け、捜査官の手足となっていたのである。

次項に述べるが、警察拘禁期間に上限がないことも問題である。捜査機関は、逮捕・勾留の繰り返しにより、23日間をはるかに超える長期間、被疑者に対する事件を細分化し、再逮捕・再勾留を繰り返すことによって代用監獄に収容し続けることができる。仮に、警察拘禁期間の上限が2～3日に定められていたなら、このような捜査手法は成り立たなかったことは明らかである。

(b) 被留置者を警察の留置施設に身柄拘束できる最長期間を制限すること；

【日本政府コメント】

5. 我が国の刑事訴訟法は、起訴前の被疑者の身柄拘束について、被疑者の人権保障を図りつつ、事案の真相を十分に解明するための捜査を遂行することができるよう、逮捕、勾留及び勾留延長の各段階における厳格な司法審査を要求するとともに、その期間を最長でも23日間に制限している（注）ものであり、このような刑事訴訟法の規定の内容は適正かつ合理的なものであると考えている。

（注）例外として、内乱に関する罪、外患に関する罪、国交に関する罪、騒擾の罪については最長15日間の勾留延長が認められるため、身柄拘束期間の上限が28日間となる。

身柄拘束期間は一つの事件について23日間、これを繰り返すことで何倍にも長くなりうる。

自由権規約委員会は、2014年に採択された規約第9条に関する一般的意見No. 35において、次のように述べている。

まずパラグラフ33では、「『速やかに』」の的確な意味は様々な客観的状況に依るものであるが、拘束時から数日を超えるべきではない。当委員会は、移送と勾留質問の準備に必要な時間は48時間で十分と考える。48時間以上の遅れは、絶対的例外であるし、一定の状況下でしか認められない。法的制限のない法執行官による長期の勾留は、不必要に違法な取扱いの危険性を高める。多くの締約国の法律で

は、多くの場合48時間より短時間で、具体的な時間制限を設けており、これを超えるべきではない。青少年については、24時間以内といった、より厳しい時間制限が設けられるべきである。」とし、注釈では、「1128/2002, Marques de Morais v. Angola, para. 6.3; 277/1988, Terán Jijón v. Ecuador, para. 5.3 (five days not prompt); 625/1995, Freemantle v. Jamaica, para. 7.4 (four days not prompt).」として、4日、5日の警察拘禁が「迅速ではない」と明確に判断している。

また、パラグラフ36において、「当該人物が裁判官の前に連れてこられたら、裁判官は、当該個人が解放されるべきか、あるいは追加的な取調べ又は裁判を待つために勾留を継続するべきかを決定しなければならない。勾留を継続する法的根拠がなければ、裁判官は解放を命じなければならない。追加的な取調べや裁判が認められたら、裁判官は、当該個人が、条件付き又は無条件で、勾留が必要ないという理由によって、係争中の案件について、追加的な刑事手続から解放されるべきかどうかを決しなければならない。(中略)当委員会は、勾留決定後の拘禁は、警察留置場への送還ではなく、被拘禁者の権利制限が容易に緩和される、他の機関が所管する別の施設においてなされるべきと考える。」としている。

ここでは、代用監獄制度が、自由権規約委員会が絶対に容認できない実務であることが、一般的見解の形で示されている。

自由権規約第9条に関する一般的意見No. 35に述べられている規約の解釈を前提とすれば、日本における代用監獄制度は、

- ① 逮捕された者が裁判官の下に連行されるまで、48時間を超えて、72時間もかかる点で自由権規約委員会の見解に反している。
- ② また、裁判官の元に連行された後も、拘置所ではなく、警察署に戻され、取調べが継続され、その時間が20日間にも及び得るという点で、自由権規約第9条第3項に明確に違反する。

拷問禁止委員会と自由権規約委員会の二つの条約機関から、明確に廃止を求められながら、これまでと同様の見解を繰り返すだけで、なんら前向きな対応を示していない日本政府コメントは誠に遺憾である。

- (c) 取調べの全過程において、弁護士に秘密裏にアクセスする権利、逮捕された瞬間から法的支援を受ける権利、自らの事件に関する全ての警察の記録にアクセスする権利、独立した医療支援を受ける権利、そして親族に会う権利を含む、全ての被疑者の起訴前勾留におけるあらゆる基本的な法的保護措置を保障すること；

【日本政府コメント】

弁護士に秘密裏にアクセスする権利

6. 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と立会人なくして接見する権利が保障されている（刑事訴訟法第39条第1項）。

逮捕された瞬間から法的支援を受ける権利

7. 刑事訴訟法は、全ての被疑者に弁護人選任権を保障している（刑事訴訟法第30条第1項）上、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件の勾留中の被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときなどに国選弁護人を付するという制度（刑事訴訟法第37条の2）が存在する。さらに、法定刑にかかわらず、勾留中の被疑者に国選弁護人を付することができるようにするための法案を国会に提出予定である。

身柄拘束中の被疑者・被告人と秘密交通権が保証されているにもかかわらず、捜査機関によって秘密交通権が侵害された事例がある。

捜査官が弁護人と被疑者の接見内容を組織的に取調べ調書化していた事例、検察官が接見内容を取り調べて調書化し、公判に証拠調べ請求した事例、被告人の勾留されている居房を捜索して弁護人宛ての手紙を押収した事例や、弁護人との手紙を任意提出させた事例、被告人の家族に接見内容を報告した弁護人のメールを押収して取調べに用い、調書化して公判に証拠調べ請求した事例などについて、国賠訴訟が提起された事例がある。

また、逮捕時点からの法律扶助に対する権利は、保障されていない。たしかに、全勾留事件について国選弁護制度を導入することが計画されているのは事実である。しかし、依然として逮捕から勾留までの約72時間について、国選弁護制度は存在していないため、この期間には全ての被疑者に法律支援を受けることが保障されていない。この期間についても、国費による被疑者弁護制度を拡大すべきである。現在は、逮捕から勾留までの期間は、弁護士会が弁護士会の費用で初回接見を行う弁護士を派遣する制度（当番弁護士制度）や被疑者が弁護費用を支払うのが困難な事件について、一定の要件を満たせば、当連合会が勾留までの間の弁護費用を援助する制度（刑事被疑者弁護援助制度）を設けて対応している。

【日本政府コメント】

自らの事件に関する全ての警察の記録にアクセスする権利

8. 捜査段階において、被疑者に対する証拠開示を受ける権利を保障することは、罪証隠滅を招くおそれがあることなどから相当ではなく、未決勾留の段階から被疑者が証拠開示を受ける権利を保障せよとの勧告は受け入れられない。(なお、前回の拷問禁止委員会の勧告は、今回の勧告のように未決勾留段階 (in pre-trial detention) ではなく、起訴後において (after indictment) であり、今回の勧告とは内容を異にするものであったと承知している。)

裁判所によって公判前整理手続に付された事件 (全体の刑事事件の 0.6 パーセント) について、被告人、弁護人から請求があれば、証拠の一覧表を開示する制度及び公判前整理手続に付されていない事件においても公判前整理手続を請求する権利が、法制審議会から答申され、法案が国会に提案されている。しかし、再審請求事件や起訴前については、適用がない。

【日本政府コメント】

被留置者に対する医療措置について

9. 被留置者に対する医療上の措置については、おおむね月に 2 回、留置業務管理者の嘱託する医師が被留置者の健康診断を行うこと、及び、被留置者が負傷し、又は疾病にかかっている場合には、公費により速やかに医師の診療を受けさせるなど必要な医療上の措置を執るものとするのが刑事収容施設法に規定されている。被留置者の健康診断をおおむね月 2 回行うことで被留置者の健康状態についてより詳細に把握し、適切な時期に、必要に応じて被留置者が医療を受ける機会を確保することが可能となり、実際にも、これらの規定に従った運用がなされている。

警察留置場には、常勤の医師はおらず、警察と契約した民間の医師が医療サービスを提供している。この医療サービスは無償である。

しかし、医療体制が不十分なために、手当てが遅れ、被留置者が死亡する事例が報告されている。国家賠償が認められたケースも多い。

最近も、2015年2月5日に、留置されて一週間後の65歳の男性が留置場で突然死している。また、2014年11月20日にも、24歳の男性が留置場で突然死亡したと報じられている。これらの相次ぐ突然死の原因は解明されていない。留置場においては、医療体制がなく、弁護人にはこれまで受けていた投薬を続けられないという苦情が数多く寄せられている。医療体制がないことと、独立の死因解明手続がないことが大きな問題である。

【日本政府コメント】

親族に会う権利

10. 勾留されている被疑者については、親族を含め、弁護人以外の者とも接見し、信書を含め、書類や物を授受する権利が保障されている（刑事訴訟法第80条、第207条）。もともと、裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、弁護人以外の者との接見を禁止することができる（刑事訴訟法第81条）、これは親族と接見することで被疑者が逃走したり、罪証を隠滅したりすると疑うに足りる相当な疑いがある場合についてまで親族との面会を認めることは妥当でないためである。

検察官は、全勾留事件の2割程度の事件について、罪証隠滅のおそれのある場合には、裁判所に刑事訴訟法第81条の接見禁止決定を求めることがある。

接見禁止が付されない事件でも、弁護士以外の接見は、1日1回15分などと制限される。また日本では、電話による交通は弁護士との限られた交通に限られている。

そのために勾留中の被疑者と家族との間の必要な交通ができず、家族としての関係を維持することも難しくなる事態が発生することがあり、また被疑者の防御権の行使にも支障をきたす事態も発生する。

(d) 締約国の法制度とその運用を、国際基準に完全に合致させるように、代用監獄制度の廃止を検討すること；

【日本政府コメント】

11. 日本では、被疑者の逮捕後、可能な限り短期間に所要の捜査を遂げ、起訴又は釈放の判断を行うことが求められており、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができるとする代替収容制度は、迅速かつ適正な犯罪捜査を遂行する上で不可欠であり、また、被疑者と弁護人、家族等との面会の便にも資するものとして運用されている。したがって、現時点において、代替収容制度を廃止することは現実的ではないと認識している。

12. また、被疑者・被告人が留置施設に収容された場合におけるそれらの者の処遇は、第2回政府報告に関する拷問禁止委員会からの質問に対する日本政府回答（CAT/C/JPN/2）のpara 4及びpara 5において回答したように、被留置者の人

権に配慮して適正に行われている。

代用監獄制度の廃止は、日本政府の財政事情、犯罪の発生状況などを勘案して、それほど困難な行政課題ではない。

そもそも捜査上の必要性や財政上の理由を根拠に人権侵害のおそれのある制度を維持することは許されないことである。

近時、我が国において犯罪発生は顕著に減少しており、既存の拘置所だけでも、勾留施設として十分な地域がほとんどである。また、近時警察は大型の留置施設を各地に建設しているが、これを法務省に所管を移すだけで、代用監獄制度を廃止することは容易に実行できる。

パラグラフ 1 1

委員会は、憲法第38条2項、刑事訴訟法第319条1項及び条約第15条に沿って、締約国が、あらゆる事件において、拷問及び不当な取扱いによって得られた自白が、実務上、法廷において証拠能力が否定されることを確保するため、全ての必要な手段を講じるべきとの前回の勧告（パラ16）を繰り返す。特に：

- (a) 取調べの時間制限について規則を作り、その不順守の場合に適切な制裁を設けること；

【日本政府コメント】

1 3. 日本の警察では、次のような規則を定めている。

- ・取調べは、やむを得ない場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない（2008年4月から施行）。
- ・午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行う場合や、1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行う場合には、警察本部長等の事前の承認を得なければならない（2009年4月から施行）。

1 4. 後者の場合、承認を申請された警察本部長等は、個別の事案ごとに、事案の概要、取調べ状況、供述状況、捜査の見通し、被疑者の事情等を総合的に勘案して、承認の必要性、合理性及び適正性を判断する。

事前の承認を得ずに午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行った場合や、1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行った場合は、捜査に関与しない監督部門によって取調べの中止その他の措置が講じられる。

日本では、刑事手続の中で過度に多用されている自白が、法廷に顕出されるまでの過程に特殊な問題があることにまず注意されたい。

日本では、被疑者の尋問の際に弁護士の同席が認められておらず、被疑者は、自白が強制された場合に、自己を守るために必要な弁護人による援助を受けられない。

さらに、その「自白」は捜査官が選んだ言葉と文脈によって作成される文書（『供述調書』という特殊な名前と呼ばれる）によって法廷に証拠として出されるため、被疑者の実際にした自白とは違う表現によって裁判官に認識される。

また、夜遅く又は長時間の取調べは、避けられない理由がある場合であれば可能となっており、警察の裁量で広範に夜間長時間の取調べが可能な状況となっている。

また、そもそも1日に8時間という長時間の取調べが許容されていることに問題があり、最長23日に及ぶ勾留期間を通じて連日8時間までの取調べが可能な制度のままでは、意に反する自白が後を絶たない状況は何ら改善されない。貴委員会が指摘するとおり、取調べの期間、時間を厳格に制限するべきである。

(b) 刑事訴追の際、自白に証拠の主要かつ中心的な要素として依存するような慣行を終わらせるため、捜査手法を改善すること；

【日本政府コメント】

15. 委員会が勧告において「刑事訴追の際、自白に証拠の主要かつ中心的な要素として依存するような慣行（がある）」旨指摘しているが、そもそもこの指摘は当たらない。

検察官は、刑事訴追に当たり、客観的証拠の収集を徹底し、その証拠価値についての的確な評価を行っており、また、自白の信用性についても、客観的証拠に照らすなどして、その信用性を慎重に吟味するよう努めており、こうした緻密な捜査を実施した上で、有罪判決が得られるとの確信がある場合に限りて起訴を行っている。

日本の刑事手続の最大の問題点は、自白への過度の依存である。例えば、2012年に発生したPC遠隔操作事件では、十分な裏付け捜査が行われず、コンピューターをハッキングされ、誤認逮捕された4名のうち2名が虚偽自白に追い込まれた。このケースは、我が国の警察取調べの方法が容易に虚偽自白を生み出しうる環境で運用されていることを、あらためて具体的に示したものである。

また、2002年に発生した氷見事件では、虚偽自白に基づく誤った起訴が行わ

れたが、公判で真実が明らかになることはなく、懲役3年の誤った判決が下された。

このような慣行と言ってもよい実態があったからこそ、日本政府コメントのパラグラフ17で指摘されているとおり、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい」との諮問がなされ（2011年諮問第92条）、3年もの時間をかけて検討された結果、2014年9月に法制審議会が取調べの可視化の制度化等を求める内容の答申を行ったのである。

*氷見事件

えん罪被害者の柳原浩さんが、違法な捜査で逮捕、起訴され、約2年間の服役を強いられたとして、損害賠償を求めた訴訟の判決で、富山地方裁判所は2015年3月9日、富山県（警察）に約1966万円を支払うよう命じた。国（検察官）への請求は棄却された。

判決は「取り調べで虚偽の自白を作り出すなど、警察の捜査に違法性があった」と指摘している。富山県警の捜査官は柳原さんが事件の主要な部分を供述できないことを認識しながら、強い心理的圧迫を加え、虚偽の自白を作り出した。被害者の証言を過度に重視する余り「事件現場の足跡と同じサイズの靴を持っていない」という柳原さんの供述や柳原さん宅の家宅搜索結果を軽視したなどとされている。

【日本政府コメント】

16. なお、我が国の刑事訴訟法上、自白が被告人に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされないこととされているため、自白のみに基づいて有罪判決がなされることはあり得ず、検察官が自白のみに基づいて起訴を行うこともあり得ない。

自白以外の証拠がなければ有罪としてはならないという日本の刑事訴訟法の規定が、実際の刑事訴訟において、自白偏重を避け、誤判を防止するために十分な効果を発揮しているとは言い難い。この規定は、犯人と被告人の同一性について自白以外の証拠を要求するものではないと解釈されているため、被告人が自分は犯人ではないと争う事件で、実際に自白は決定的な証拠となっていることは明白である。

近年発覚したえん罪事件でも、足利事件、布川事件、袴田事件においては、自白を重視して誤った有罪判決が出されていたのであり、政府の答弁はこうした相次ぐ誤判について検証も反省も全くなされていないことを示すものである。

日本の刑事訴訟法においては、補強法則が採用されているが、自白があれば、自白以外の証拠が脆弱で疑わしい場合でも、安易に起訴され、有罪判決が出されやすいのが現状である。

委員会は、自白がある事件についての有罪率、自白がいったんなされ、公判段階で撤回されて自白が争われた事件に関する有罪率について、日本政府に確認していただきたい。

【日本政府コメント】

17. さらに、法務大臣は、2011年5月、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、諮問機関である法制審議会に対し、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実態法や手続き法をどのように整備すべきかについて審議を求めた。同審議会は、審議の結果、2014年9月、法務大臣に答申を行った。その中では、「取調べへの過度の依存を改め、「証拠収集手段を適正化・多様化するための方策」として、被疑者取調べの録音・録画制度、捜査・公判協力型協議・合意制度（注）及び刑事免責制度の導入、通信傍受の合理化・効率化等を法制度化すべきとされた。法務省は、同答申を踏まえ、これらの法整備を行うための法案を国会に提出する予定である。

当連合会は、取調べの録音・録画制度の導入を長年求めてきたが、実際にこの問題が議論されるようになったのは、2010年に虚偽有印公文書作成・同行使罪に問われた厚生労働省元局長に対して無罪判決が宣告された後に、当該事件の担当検察官による証拠偽造等が発覚したことから、検察の在り方を検討し、誤判・えん罪を防止しなければならないという問題意識が共有されるようになったことによるものである。全過程の取調べの録音・録画制度は、一部とはいえ制度化されることが見込まれ、取調べの適正化、ひいては、自白への過度の依存の解消につながることで期待される。

もっとも「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」では、録音・録画の対象が裁判員裁判になる事件と検察の独自捜査事件に限定されている。これは全刑事事件の3%未満と、極めて限定的なものにとどまる。警察段階での取調べで多くの虚偽自白が作られていること、厚生労働省元局長事件、志布志事件、PC遠隔操作えん罪事件、さらに痴漢えん罪事件など裁判員対象事件以外でもえん罪が多発していることから、今後これをさらに拡大・発展させ、全ての事件の被疑者および参考人の取調べを対象とすべきである。

捜査・公判協力型協議・合意制度については、新しく導入されるものであり、引き込みの危険などが指摘されていることから、関係者供述の信用性判断に当たっては格段の配慮がなされるべきである。

通信傍受については、通信傍受が通信の秘密を侵害し、ひいては個人のプライバシーを侵害する捜査手法であることから、人権侵害や制度の濫用について危惧の念を禁じ得ない。制度の運用にあたっては、補充性・組織性の要件が厳格に解釈運用されているかどうかを厳しくチェックする必要がある、必要に応じて、独立した第三者機関の設置なども検討されるべきである。

【日本政府コメント】

18. また、警察庁においても、科学技術の発達等に伴う犯罪の高度化・複雑化等に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、DNA型鑑定及びDNA型データベースを犯罪捜査に効果的に活用するための取組や、通信傍受の拡大等、捜査手法の高度化に向けた取組を推進しているところである。

(注) 捜査・公判協力型協議・合意制度とは、他人の犯罪事実の捜査又は訴追のため必要なときは、検察官と被告人・弁護人との間での協議を通じ、被疑者又は被告人側において取調べ又は証人尋問において事実の供述をし、その他証拠の収集に関し、必要な協力をすることと引き換えに、検察官において特定の刑事事件を不訴追とすること、特定の求刑をすること等に合意できるとする制度である。

DNA鑑定や通信傍受の結果が有罪の決定的な証拠となっている事件は限られている。自白への過度の依存の解消のためには、刑事手続全体の運用改善が必要不可欠である。

通信傍受の拡大が捜査手段の強化となることは明らかであるが、他方で、犯罪とは無関係な通話や通信が多数傍受の対象とされ、プライバシーの権利への不当な侵害が懸念される。とりわけ政府が制定しようとしている共謀罪が通信傍受の対象となる場合は、重大な人権侵害となる。また、検察合意制度は、司法取引により刑事訴追を受けないというインセンティブのもとに、罪のない第三者を共犯者として指摘する、いわゆる「引っ張り込み」危険があることが指摘されている。

(c) 取調べの全過程を電子的に記録するなどの保護措置を実行し、その記録を裁判で使用できるよう保証すること；

【日本政府コメント】

19. 検察当局においては、被疑者の身柄を拘束中の事件で、かつ次にあたるものについて、公判請求が見込まれない場合であるなどの一定の事情がある場合を除き、全過程を含め、できる限り広範囲な録音・録画を行うなど、積極的な取組をしている。

○裁判員裁判対象事件

○知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件

○精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件

○いわゆる独自捜査事件であって、検察官が被疑者を逮捕した事件

また、これまでの成果を踏まえ、平成26年10月1日から公判請求が見込まれる身柄事件で被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件、公判請求が見込まれる事件で被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件について、録音・録画の新たな試行を開始しており、更に積極的な取組をしている。

20. 実施件数等につき、下記のとおりである。

(a)

一昨年（平成25年）4月から昨年（平成26年）3月までの1年間で、

○実施件数 3836件（実施率約98.6%）

○不実施件数 56件

であり、最終的に裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求したものに限り、

○実施件数 1363件（実施率約99.2%）

○不実施件数 11件

であり、実施した3836件のうち2893件について、検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された（全過程実施率約75.4%）。

(b) [知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件に関する試行状況]

一昨年（平成25年）4月から昨年（平成26年）3月までの1年間で、

○実施件数 1082件（実施率約98.6%）

○不実施件数 15件

であり、実施した1082件のうち685件について、検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された（全過程実施率約63.3%）。

(c) [独自捜査事件に関する試行状況]

一昨年（平成25年）4月から昨年（平成26年）3月までの1年間で、

○実施件数 123件（実施率100.0%）

○不実施件数 0件

であり、実施した123件のうち95件について、検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された（全過程実施率約77.2%）。

(d)〔精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件に関する試行状況〕

一昨年（平成25年）4月から昨年（平成26年）3月までの1年間で、

○ 実施件数 2759件（実施率約98.1%）

○ 不実施件数 53件

であり、実施した2759件のうち1349件について、検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された（全過程実施率約48.9%）。

21. また、検察当局においては、公判において、供述の任意性や信用性等に関する立証を行うに当たり、録音・録画したDVD等を証拠請求しており、また、弁護人から録音・録画したDVD等について証拠開示請求があれば、法律の定める手続にのっとり、弁護人に対し録音・録画したDVD等を証拠開示している。

22. 加えて、上記17のとおり、原則として被疑者取調べの全過程の録音・録画を義務付ける制度を導入する法案を国会に提出予定である。

23. 警察においては、2008年9月から取調べの録音・録画の試行を実施しており、試行開始以降2014年3月までの5年7か月で裁判員裁判対象事件について7,651件（2013年度中における実施率は約93.7パーセント）、2012年5月から2014年3月までの1年11か月で知的障害を有する被疑者に係る事件について2,023件実施している（2013年度中における実施率は約98.0パーセント）（2014年4月から2014年12月までの数値については集計中）。

可視化が図られた事件として、政府の報告に記載されている数字は、全事件のなかではごくわずかにすぎない。検察庁での取調べの録音・録画は運用によって広がりつつあるが、逮捕・勾留されていない被疑者や参考人の取調べも可視化されていくべきである。

警察での録音・録画は、極めて不十分なものとどまっている。

(d) 強制、拷問、脅迫、または長期間にわたる逮捕や勾留の末になされた自白で、刑事訴訟法第319条1項に基づき証拠として認められなかったものの件数を委員会に提供すること；

【日本政府コメント】

24. 「強制、拷問若しくは脅迫、又は長期にわたる逮捕若しくは勾留の末になされた自白で、証拠として認められなかったものの件数」については把握していない。
25. ただし、裁判員裁判対象事件（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件及び短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件で故意の犯罪により被害者を死亡させたもの）において、任意性が争われた事件であって、被告人の取調べの録音・録画記録媒体が証拠採用され、その証拠調べ後、任意性に疑いがあるとして被告人の供述調書の証拠請求が却下された件数については、2008年度は0件、2009年度は2件、2010年度は0件、2011年度は0件、2012年度は1件である。

パラグラフ15

委員会が前回は行った勧告(パラ17)、人権委員会(CCPR/C/GC/32, para. 38)、及び超法規的・即決・恣意的な処刑に関する国連特別報告者が発出したメッセージ(A/HRC/14/24/Add. 1, paras. 515以下参照)に照らして、委員会は、締約国に対し、以下の事項により、死刑確定者が条約上のあらゆる法的保障措置及び保護を受けられるよう、確保することを要求する。

- (a) 死刑確定者とその家族に対し、死刑執行の予定日時を合理的な範囲で事前に知らせること；

【日本政府コメント】

26. 死刑執行の告知については、死刑確定者本人に対して、執行の当日、執行に先立ち行うこととしている。これは、本人に当日より前に告知した場合には、その心情の安定を害することが懸念されるとともに、かえって過大な苦痛を与えることにもなりかねないと考えられること等によるものである。
27. また、家族等に事前に執行を通知した場合には、通知を受けた家族等に対して無用な精神的苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族等と本人との面会が行われ、本人が執行の予定を知った場合には、同様の弊害が懸念されることから、現在の取扱いはやむを得ないとする。
28. なお、執行後は、法令に基づき、死刑確定者があらかじめ指定した者（家族

か弁護士等を指定することもできる。)に速やかに通知することとしている。

いつ死刑が執行されるか分からない状況が日々続くことは、死刑確定者に精神的な大きな不安を与える。国会議員が死刑確定者に対して行ったアンケート調査によれば、回答者の6割が事前の告知を望んでいる¹。家族との最後の面会もできないまま死刑が突然執行されることによって、家族が受ける精神的打撃も大きい。

また、再審請求や恩赦の出願などの準備をしている死刑確定者にとっては、事前の告知がない執行によって、救済を求める機会が一方的に奪われることとなる。委員会による前回審査の後である2014年8月にも、再審請求準備中であった死刑確定者が死刑を執行されている。

(b) 死刑確定者の昼夜間単独室収容に関する規則を改定すること；

【日本政府コメント】

29. 刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるように留意する必要がある。刑事収容施設法第36条は、死刑確定者の処遇は、昼夜、単独室において行う旨を定め、原則として、居室外においても、相互に接触させてはならないとしている。

30. もっとも、同法36条では、死刑確定者が心情の安定を得るために有益と認められる場合には、他の死刑確定者との接触を許すことも可能である旨を定めており、こうした取扱いが人権侵害とは考えていない。

31. なお、死刑確定者が孤独に苦しむことがないように、職員や民間の篤志家による面接、宗教教誨の機会を与えたり、必要に応じて、ビデオやテレビの視聴の機会を与えたりするなど、その心情の安定を図るための処遇を工夫している。

他人と触れ合う機会を奪われ、単独室に収容され続けることによって、精神の安定を害する死刑確定者は少なくない。

刑事収容施設法の施行から満8年となる2015年6月1日現在、130名の死刑確定者が存在する。しかし、これまで、同法第36条第3項に基づいて、死刑確定者相互の接触が認められた例は、全くない。

¹ 参議院議員福島みずほ氏によるアンケート結果（2012年12月29日中国新聞報道）

- (c) 手続のあらゆる段階における弁護士による死刑確定者に対する効果的な支援及びあらゆる打合せにおける弁護士との厳格な秘密交通を保障すること；

【日本政府コメント】

- 3 2. 刑事収容施設法では、死刑確定者の面会について、原則として刑事施設の職員が立会うこととしているが、裁判所の再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との間の面会については、未決拘禁者（刑事被告人）に関する法律の規定が準用されるので、職員の立会いなどの措置は行われぬ。
- 3 3. また、再審開始決定が確定していない死刑確定者と再審請求手続の代理人たる弁護士との間の面会については、当該施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときや死刑確定者の心情把握のため必要が高いときなどの特別な事情がない限り、職員は立会わないこととしており、個別具体的な事案において、各刑事施設の長が、適切に判断している。
- 3 4. 死刑確定者が発受する信書については、刑事施設の職員が検査を行うこととしているが、死刑確定者が自己の処遇に関して民事訴訟等を依頼した弁護士との間で発受する信書については、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別な事情がある場合を除いて、そのような信書であることを確認するために必要な限度で検査を行うなど、一定の配慮を講じている。
- 3 5. また、再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との信書の発受については、未決拘禁者に関する法律の規定が準用され、弁護人等から受ける信書についても、こうした信書であることを確認するために必要な限度で検査を行うこととし、一定の配慮を講じている。

政府は、再審請求中の死刑確定者とその弁護人との面会に、刑事施設職員が立ち会い、死刑確定者の心情を把握する必要性が高い（there is a strong need for the official to accompany the visit in order to grasp the feelings of the inmate sentenced to death）場合には、立会いが認められる特別な事情があると主張する。しかし、心情把握の必要性は、それ自体としては、立会いの理由とはならない。最高裁判所平成25年12月10日判決も、「秘密面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められ、又は死刑確定者の面会についての意向を踏まえその心情の安定を把握する必要性が高いと認められるなど特段の事情がない限り」職員が立ち会うことは違法とした。この判決の後、法務省は原則として面会への職員の立会いはさせなくなったが、例えば、秘密面会を希望する死刑

確定者の意向を無視して、現在でも、オウム真理教関連事件により刑が確定した死刑確定者と、その再審弁護人との面会については、一律に職員を立ち合わせている。

また、政府は、一定の信書に「該当することを確認するために必要な限度」の検査について述べる。しかし、一定の信書に該当するかどうかを確認するためには、信書の内容を読むことが必要だとの立場をとっている。したがって、信書の秘密性は、いかなる場合にも保障されていない。

(d) 死刑確定者に対し、恩赦、減刑、及び執行停止を實際上可能にすること；

【日本政府コメント】

36. 執行停止事由とされているのは、心神喪失と女子の懐胎であり、これらに該当する場合は執行が停止される。

37. 死刑確定者は、いつでも収容されている刑事施設の長に恩赦（特赦、減刑又は刑の執行の免除）の出願をすることができ、出願を受けた刑事施設の長は、法務省に置かれている中央更生保護審査会に恩赦の上申をしなければならないこととされており、死刑判決を受けた者にも他の受刑者と全く同様に恩赦の機会を与えられている。

38. また、恩赦の審理を求める手続については、恩赦法及び恩赦法施行規則に規定されており、その透明性は担保されている。

39. 2007年以降、死刑確定者について恩赦が適用された事例はないが、その間にも死刑確定者からの恩赦の出願はあり、その都度刑事施設の長から恩赦の上申がなされており、中央更生保護審査会において恩赦の相当性について慎重に審理がなされ、適正に結論が出されているものと承知している。

2007年以降はもちろんのこと、1975年の1件を最後に、死刑確定者に対する恩赦（減刑）事例はない。

中央更生保護審査会での審査は密室で行われ、死刑確定者には証拠提出や審問の機会とは与えられていない。

(e) 第一審の死刑判決の後に、その執行の停止効果を伴った、死刑事案の義務的レビュー制度を導入すること；

【日本政府コメント】

40. 死刑事件に限らず、全ての刑事事件について、控訴権及び上告権が保障されている（刑事訴訟法第372条、第405条）。

41. 我が国では、

- ① 裁判実務において、令状主義及び厳格な証拠法則が採用され、三審制が保障されるなど、捜査公判を通じて慎重な手続により有罪が確定され、
- ② 確定した裁判に対しても、再審、非常上告等の救済制度が設けられており、これらは誤判を防止するために有効に機能している上、
- ③ 死刑は、再審の事由等の有無を慎重に審査した上で執行されており、我が国では、死刑は、厳格な制度の下において、極めて慎重に運用されているので、更にいわゆる必要の上訴制度を創設する必要はない。

判決に対して上訴するか否かは、最終的に被告人の意思によるため、被告人が上訴の権利を行使しなければ判決は確定する。1993年から2014年までに執行された102名の死刑確定者のうち、29名は、最高裁判所による審理を経ずに死刑が確定した人々である。

2009年に裁判員制度が導入されてから、2015年5月までに、裁判員裁判で23件の死刑判決がなされた。このうち4件は、上級審への上訴を被告人自身に取り下げ、すでに確定している。

再審が開始される要件は非常に厳しく、1980年代に4件の死刑判決が再審によって無罪とされて以降、死刑事件について再審が開始された例はない。2014年3月に、静岡地方裁判所が袴田巖氏に対して再審を開始する決定を出したが、国は有罪を主張して高等裁判所に抗告しており、2015年5月現在、高等裁判所の結論は出ていない。

非常上告によって、死刑確定者が救済された例はない。

- (f) 死刑確定者が精神疾患を患っているとの信頼できる証拠がある場合、それらについて個々に独立した審査を行うこと。更に締約国は、刑事訴訟法第491条1項に従って、精神疾患を有する死刑確定者の死刑が執行されないことを保障すること

【日本政府コメント】

42. 刑事施設収容法第62条第1項において、刑事施設の長は、被収容者が負傷し、若しくは疾病にかかっているなどの場合には、速やかに刑事施設の職員で

ある医師による診察を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする旨を定めている。刑事施設では、死刑確定者に対して、常に注意が払われ、慎重な配慮がなされており、定期的な健康診断を行うほか、必要に応じて外部の医療機関で医師による診察を行うなど、死刑確定者の心身の状況の把握に努めている。

43. そして、死刑については、刑事訴訟法第479条において、「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るとき」には、法務大臣の命令によって執行を停止することとなっており、この法の定めに従った対処がされる。

44. 死刑確定者の精神状態も含めた健康状態については、今後とも、適切に把握し、対処するよう努める所存である。

日本政府コメントは、刑事訴訟法第479条に言及し、この条文にしたがい、適切な手続がとられると回答している。しかし、何が「適切な手続」なのかは、全く明らかにされていない。また、そもそも、この条文が適用されて死刑の執行が停止された例はない。

刑事施設の医療は、刑事施設の長の管理下にあり、刑事施設運営から独立していない。したがって、精神疾患のある死刑確定者に対して、独立した審査はなされていない。

(g) 性別、年齢別、民族別及び犯罪別に集計された死刑確定者の情報を提供すること

【日本政府コメント】

45. 2015年1月27日現在、未執行の死刑確定者のうち、男性は123人、女性は6人である。

46. 年代別の構成については、次のとおりである。

80歳以上 6人

70歳以上80歳未満 14人

60歳以上70歳未満 34人

50歳以上60歳未満 34人

40歳以上50歳未満 24人

40歳未満 17人

47. 外国籍の者は6人である。なお、民族別の構成は把握していない。

48. 殺人を犯した者は66人、強盗殺人を犯した者は63人である（殺人及び強盗殺人を犯した者は、より法定刑の重い強盗殺人を犯した者として計上している）。

(h) 死刑制度の廃止を検討すること；

【日本政府コメント】

49. 死刑制度の存廃は、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題であり、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題である。

50. 国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等に鑑みると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ないのであり、死刑を廃止することは適当でないと考えている。

日本政府コメントは、死刑制度を維持する根拠として、依然として世論による死刑の支持を挙げる。

2014年に実施された世論調査では、「死刑制度に関して、どちらの意見に賛成か」を尋ねた場合に「死刑は廃止すべきである」との回答が9.7%、「死刑もやむを得ない」との回答が80.3%であった。これに対し、「もし、仮釈放のない『終身刑』が新たに導入されるならば、死刑を廃止する方がよいと思いますか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いますか。」との質問に対しては、「死刑を廃止する方がよい」が37.7%、「死刑を廃止しない方がよい」は51.5%であった。これは、政府が積極的に市民に情報と議論の機会を提供することによって、世論も変化し得ることを示唆している。しかし、政府は、市民に対して死刑制度に関する情報を広く提供しようとはしない。

また、政府は、凶悪な犯罪が減少しないことをも死刑制度維持の理由とする。しかし、殺人認知件数は2009年以降毎年減少し、2013年には第二次世界大戦後最少記録を更新した。2014年は前年より増加したものの、人口10万人あたりの殺人発生件数は世界で最も低い水準にある²。

パラグラフ19

² http://www.unodc.org/documents/gsh/pdfs/2014_GLOBAL_HOMICIDE_BOOK_web.pdf

一般的意見No.3 (2012) を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、「慰安婦」問題に関する被害者中心の解決策を見出すべく、とりわけ以下の手段による、即時かつ効果的な立法上及び行政上の措置を取ることを要請する。

- (a) 性的奴隷犯罪の法的責任を公に認め、実行者を訴追し、適切な刑をもってその者を罰すること。
- (b) 政府当局及び公人による事実否認並びにこのような度重なる否認を通じた被害者の再トラウマへの試みに反論すること。
- (c) 関連資料を開示し、事実を徹底的に調査すること。
- (d) 被害者の救済の権利を認め、そしてそれに応じて、被害者に対して、補償、満足感そして可能な限りの完全なりハビリテーションの手段を含む、完全に効果的な救済と償いを提供すること。
- (e) 締約国の更なる条約上の義務違反を防ぐ手段として、国民一般に対して、本件に関する教育を行い、また、全ての歴史教科書にこの出来事を含めること。

【日本政府コメント】

5 1. 日本政府は、慰安婦問題そのものを否定したり矮小化したりする意図は毛頭ない。慰安婦問題に関しては、安倍晋三内閣総理大臣は、筆舌に尽くし難いつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心を痛めている、この点についての思いは、これまでも繰り返し表明されてきており、歴代内閣総理大臣と変わらない旨繰り返し述べている。

日本政府は、「慰安婦」問題を矮小化したりする意図はないと述べており、この点での真摯な取組が必要である。

【日本政府コメント】

5 2. 実際、日本は、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び日本国民のおわびと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、1995年7月19日、元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に、国民と政府が協力して「アジア女性基金(AWF)」を設立した。具体的には、AWFは、韓国、フィリピン、台湾の元慰安婦（各政府・当局によって認定され、かつ本人が受取りを望んだ方々）に対し、「償い金」（一人当たり200万円）をお渡しし、最終的に285名（フィリピン211名、韓国61名、台湾13名）の元慰安婦が受

け取った。また、AWFは、右に加えて、上記のそれぞれの国・地域において、医療・福祉支援事業（一人当たり300万円（韓国・台湾）、120万円（フィリピン））も実施しており、インドネシアにおいては高齢者のための福祉施設整備のための財政支援を実施し、オランダにおいては、先の大戦中心身にわたり癒やしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業に財政支援を行った。政府は、AWFの事業に必要な資金として総額約48億円の拠出を行い、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業（総額約11億2,200万円）や国民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に対して最大限の協力を行ってきた。韓国における事業としては、事業終了までに、元慰安婦合計61名に対し、民間による寄付を原資とする「償い金」200万円を支給し、政府拠出金を原資とする医療・福祉支援事業300万円を実施（一人当たり計500万円）した。さらに、「償い金」が提供された際、その当時の内閣総理大臣（橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣）は、政府を代表して、自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送った（別添参照）。AWFは、インドネシアでの事業が終了したことを受け、2007年3月に解散したが、現在も、AWFのフォローアップ事業を行っている。

53. このように、日本政府及び日本国民の善意と真摯な気持ちを少しでも元慰安婦に届けられるよう官民が協力して立ち上げ、多くの元慰安婦にその思いを伝えた「アジア女性基金」の取組について、改めて注意を喚起したい。韓国では、同基金の事業を受け入れた元慰安婦や申請しようとする元慰安婦に対し、韓国内の一部団体から「ハラスメント」が行われ、さらに、同基金の事業を受け入れた元慰安婦は韓国政府が支給することを決定した「生活支援金」の対象外となった。このような理由から全員には受け取っていただけなかったことは残念（ただし、当時、韓国政府により認定を受けていた200名程度の慰安婦のうち、最終的に61名の慰安婦が受け取った）。このような点を含め、同基金の取組については改めて評価されるべきと考える。同基金のような元慰安婦支援事業は、日本が韓国に先がけて行ったものであることにも注意を喚起したい。

アジア女性基金は、フィリピン、韓国、台湾、オランダ、インドネシアに対して償いの事業を実施した。しかし、償い事業が実施された韓国・台湾では「慰安婦」と認定された人々の過半が基金の事業を拒否した。また、中国・台湾など、上記国・地域以外の被害者に対しては、事業を実施することができなかった。インドネシアでは、個人に対する償い事業は実施されなかった。したがって、アジア女性基金の

事業によって「慰安婦」問題が全て解決したとはいえない。

同基金の元専務理事である和田春樹氏も、「アジア女性基金はフィリピンとオランダでは、一応の成功をおさめたと評価できるが、韓国と台湾では、受け取った人々が認定、登録被害者の三分の一に及ばなかったという意味で、目的を達したということではできなかった。」「韓国での実施人数の発表は、なお韓国では償いの事業は終わっていないということを日本政府がみとめていることを意味している」（岩波書店「世界」2014年9月号掲載）と評価し、「アジア女性基金を通じる日本政府の対処はなお未解決な部分をのこしたといわざるをえない。」（アジア女性基金ニュースNo.28）と述べている。

日本政府コメントは、アジア女性基金を設立し事業を行い、同基金解散後はフォローアップ活動を行っているというが、「慰安婦」問題は現在においても未解決な部分を残している。

また、日本政府コメントは、日本政府及び日本国民の善意と真摯な気持ちについて、「多くの元慰安婦にその思いを伝えた」と述べている。しかし、前記のとおり、アジア女性基金の事業が実施されない国や地域があり、実施された国や地域においても過半が基金の事業を拒否した事実を照らせば、「多くに伝えられた」とはいえない。

他にも、日本政府コメントは、元「慰安婦」の方々の全員がアジア女性基金のプロジェクトの恩恵を受けることができなかった理由として、同基金から給付金を受領し、又は受領を希望した元「慰安婦」に対し、韓国内の一部団体が「ハラスメント」を行い、韓国政府が支給することを決定した「生活支援金」の対象外となったことをあげているが、アジア女性基金の事業については、日本政府が「償い金」に政府拠出金を充てることを拒否したことや、法的責任を否定し道義的責任を強調する日本政府の姿勢に関して、元「慰安婦」や支援団体から、国家の責任を曖昧にしているとの批判がなされていることが留意されるべきである。

【日本政府コメント】

54. 慰安婦問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、日本政府は米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及び二国間条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、元慰安婦も含めて個人の請求権の問題については法的に解決済みである。特に、韓国との間では、日韓請求権協定第2条1が、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフ

ランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。なお、我が国は、この請求権協定に基づき、韓国に5億ドルの資金供与及び3億ドルを超える民間信用供与を実施した。政府が供与した5億ドルは当時の韓国の国家予算の約1.6倍に相当した。上記の「アジア女性基金」は、この法的解決が行われていたにもかかわらず、日本側の善意の努力として行われたものである。

日本政府コメントは、元「慰安婦」の日本国に対する個人賠償請求権について、サンフランシスコ平和条約及び二国間条約により「法的に解決済み」であることを前提に、「日本側の善意の努力」として、アジア女性基金が設立されたと述べている。

「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本と大韓民国との間の協定」（以下「日韓請求権協定」という。）第2条第1項は、韓国国民の日本国に対する「請求権」に関する問題について、完全かつ最終的に解決されたと定めている。しかし、韓国政府は、「慰安婦」問題のような「反人道的不法行為」に因る損害賠償請求権は、日韓請求権協定第2条第1項の適用の範囲外の問題であるとし、元「慰安婦」の日本国に対する損害賠償請求は消滅していないとの見解を表明している。韓国の大法院も強制動員問題の事例において、韓国政府と同様の判断を示している（2012年5月24日大法院判決）。

また、日本の最高裁判所は、中国人の元「慰安婦」の日本国に対する損害賠償請求の事件に関して（最高裁判所第二小法廷平成19年4月27日判決。以下「慰安婦最高裁判決」という。）、サンフランシスコ平和条約第14条（b）が規定する「連合国及びその国民の他の請求権の「放棄」の意味について、「請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものである」と判示している。

この慰安婦最高裁判決の理論は、日韓請求権協定第2条に関しても妥当するものであり、日本国が自発的に任意に被害者に対して金員を支給した場合、被害者がそれを受給することは法的に許容されると解される。

現に、日本の最高裁判所も、中国人の強制連行された被害者が日本企業（株式会社西松建設）を相手方として個人賠償請求を求めた訴訟において（最高裁判所第一小法廷平成19年4月27日判決。以下「西松判決」という。）、サンフランシスコ平和条約の枠組においても、個別具体的な請求権について債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられないとしたうえで、「関係者において、本件

被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される場所である」と付言している。

この最高裁判決の法理によれば、日本国が元「慰安婦」個人に国庫による基金から、「償い金」を支払うことは法的に許容され、しかもそれは、被害者救済にとっては望ましいことである。しかし、日本政府は、アジア女性基金に関して、元「慰安婦」個人への償い金の原資として国庫による基金を充てることをしていない。

【日本政府コメント】

55. また、この機会に、これまでの国連特別報告者による報告書や人権条約委員会による非難・勧告には、一方的で裏付けの取られていない主張が記載されていることを指摘したい。例えば「慰安婦を強制連行した」とする唯一の証言者である吉田清治氏の証言や慰安婦の数字について「20万人」との数字が言及されたが、これまでこれらを積極的に報じてきた日本の大手新聞社が、2014年8月に吉田氏の証言に基づく記事について、証言は虚偽であると判断して取り消し、同氏に関する誤った記事を掲載したことについて謝罪した。また、同社は、慰安婦と「20万人」との数字の基になったと思われる女子挺身隊と慰安婦との混同を認めた。
56. 1990年代初頭以降に行った調査で日本政府が発見した資料（対外公表済）の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。また「20万人」という数字は、同新聞が慰安婦と女子挺身隊を混同して報じたことが契機に広がった数字であり、具体的裏付けはない。これらの誤った事実関係が国連における報告書や勧告の有力な根拠となっていることがあるのは大変残念。
57. 日本政府が求めていることは、正しい事実認識に基づき、日本の取組に対して国際社会から正当な評価を受けることである。

日本政府コメントは、国連特別報告者による報告や人権条約委員会による非難・勧告（以下「国連特別報告官による報告等」という。）には、一方的で裏付けの取られていない主張が記載されているとし、その例として、①吉田清治氏の証言（以下「吉田証言」という。）、②「20万人の慰安婦」の数字、③日本の大手新聞社の撤回記事の内容（吉田証言）、④「慰安婦」と女子挺身隊との混同、⑤強制連行を示す資料がないことを指摘している。

しかし、そもそも「慰安婦」問題は、「慰安婦」とされた被害者の募集、移送、管理等が甘言、強圧による等総じて本人たちの意思に反して行われ、自由が拘束さ

れたなかで、性的性質を有する行為を強制されていたことが、重大な人権侵害であることにある。国連特別報告官による報告等は、この「慰安婦」問題の実態を、様々な資料や証言等に基づき認めたものである。

そこに、元「慰安婦」とされた被害者の数に関する言及があるとしても(②)，その数字如何により「慰安婦」問題の上記実態が否定されることになるわけではない。

また、クマラスワミ報告書は吉田清治氏の証言に言及しているが(パラグラフ29)，他方で吉田清治氏の著書に異議を唱える歴史研究者の見解にも言及している(パラグラフ40)。クマラスワミ報告書は、吉田清治氏の証言のみが根拠とされているのではなく、それ以外にも多くの歴史学者の研究成果等に基づいている。したがって、吉田清治氏に言及されているからといって、国連特別報告官の報告等の内容が弾劾されるわけではない(①)。

⑤に関しては、「慰安婦」とされた被害者が暴力的に連行されたことを示す文献資料が確認できないのは、朝鮮半島における連行についてである。中国やフィリピンなどそれ以外の国や地域において、暴力的に連行されたことを示す文献資料は存在し、さらに、朝鮮半島における被害者の募集、移送、管理等が甘言、強圧による等本人たちの意思に反して行われたことを示す文献資料も存在する。そもそも、「慰安婦」問題で重要なことは、募集、移送、管理等がいかなる態様であれ、自由が拘束された状態のもとで、性的性質を有する行為を強制されていたことこそが重大な人権侵害であるということにある。強制連行を示す資料がないからといって、元「慰安婦」の被害実態とそれが重大な人権侵害であることが否定されるものではないし、国連特別報告官の報告等が弾劾されるわけではない。

その他、③④は国連特別報告官の報告等の根拠となっているわけではない。

日本政府が指摘している上記①乃至⑤は、いずれも、国連特別報告官の報告等を弾劾する根拠となり得ないものである。

【日本政府コメント】

58. これまでの歴史の中では多くの戦争があり、その中で、女性の人権が侵害されてきた。21世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大切であり、我が国としても全力を尽くしていく考えである。

59. 最後に、そもそも、拷問等禁止条約は、日本が同条約を締結(1999年)する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を同条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが日本政府の基本的な考え方である。また、同条約委員会の最終見解にある「性的奴隷」と

の表現については、日本政府として、1926年の奴隷条約の奴隷の定義について検討したが、当時の国際法上、奴隷条約第一条に規定された「奴隷制度」の定義に鑑みても、慰安婦制度を「奴隷制度」とすることは不適切であると考ええる。

日本政府コメントは「奴隷制度」と呼ぶことが失当であるとするが、元「慰安婦」の生活実態などに鑑み、奴隷条約第1条（1）に該当するとする解釈が成り立ちうる場所であり、また、「慰安婦」制度は性行為の強要を中心に据えた制度であることから、国際社会において、「性奴隷」という言葉が、「慰安婦」の実態を示す言葉として用いられていることが失当ということとはできない。

なお、国際社会では、1993年ウィーン会議、1996年クマラスワミ報告、1998年マクドゥーガル報告、1994年国際法律家委員会最終報告等などで言及されており、女性差別撤廃委員会など様々な国連機関においても、「慰安婦」の置かれていた状態は性奴隷制であるとの見解が表明されている。

パラグラフ23

締約国は、全ての状況において、体罰と、あらゆる形態の児童の品位を傷つけるような取扱いを、法によって明確に禁止すべきである。

60. 学校教育法の第11条において、体罰は禁止されており、事実誤認である。

注：学校教育法

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法第11条は、委員会が求める禁止として十分ではない。

まず、禁止されるべき場面につき、総括所見は、日本において家庭やその他の代替保護環境において体罰等が法的に明確には禁止されていないことをふまえ「全ての状況において」と述べている。

したがって、学校における体罰を明確に禁止した学校教育法第11条が定められていることを挙げるだけでは、委員会の指摘に答えたことにはならない。家庭やその他の代替保護環境において体罰等が法的に明確には禁止されていないという現状は、全く変わっていない。

次に禁止されるべき言動について、総括所見は、「体罰」（有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛又は不快感、屈辱感を引き起こすことを意図した罰（国連子どもの権利委員会一般的意見No. 8））だけでなく、「あらゆる形態の子どもの品位を傷つける取扱い」も含めるが、学校教育法第11条は単に「ただし、体罰を加えることはできない」としており、「あらゆる形態の子どもの品位を傷つける取扱い」を明確に禁止してはいない。この点でも学校教育法第11条の規定は不十分である。また、民法や児童虐待防止法が適切な懲罰の利用を認め、ある場合には体罰の許容の度合いが不明確であるという点も、委員会が求める体罰の明確な禁止の勧告に答えていない。

また、日本においては1947年に学校教育法で体罰が禁止されたにもかかわらず、その後も体罰を行ったとして学校の教職員が処分を受ける事態が繰り返されており、体罰によって子どもが死亡したり、体罰を背景として子どもが自殺に至ったりした事例も後を絶たない（日本弁護士連合会2015年3月19日付け「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書」）。法律による禁止に実効性がないことも問題である。

このことは、日本社会において未だに体罰等を容認する考え方が残っており、日本政府のあげる学校教育法第11条だけでは到底その歯止めとして十分に機能せず、そのような考え方を変革する力にもなり得ていないことを示している。それゆえ、あらゆる状況において、体罰並びにあらゆる形態の子どもの品位を傷つける取扱いを法律によって明確に禁止すべきであるという総括所見の指摘を実践する必要性は極めて高い。